

始良市農業委員会総会議事録（12月）

1. 開催日時 平成30年12月26日（水） 午後1時30分～4時
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	松元 信道	11 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	12 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	13 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	14 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	15 番	内飩 達也
6 番	今西 馨	16 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	17 番	瀬尾 幹男
8 番	坂元 廣幸	18 番	市蘭 由美子
9 番	小長野 誠	19 番	米迫 慎二
10 番	川島 兼次		

欠席委員 17番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	10 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	11 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	12 番	湯脇 博信

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について
5. 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について

- 10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
- 11. 議案第 9 号 農地あっせん申出（買受 希望）について
- 12. 議案第 10 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- 13. 農地あっせんの経過報告
- 14. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 15. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼振興係長
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（平成30年12月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1. 総会の通告〕 ただいまから、平成30年度 第9回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は <u>19名中、18名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 ————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明 ————— 日程第1 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、7番委員、8番委員にお願いいたします。 ————— 日程第2 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼振興係長 と ○○農地係長 を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは

議 長	その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。
事務局	————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1 番から 2 9 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は 1 ページでございます。 こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。 農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 1 2 月 3 1 日、契約の始期は 1 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。 契約年数につきましては、3 年間が 4 件、4 年間が 7 件、5 年間が 1 4 件、1 0 年間が 6 件で、合計 3 1 件 となっております。面積につきましては、合計 6 6, 1 5 0 m² となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 7 ページにございますので、ご確認頂きたいと思います。 なお、総会資料の 7 ページ 3 0 番が 9 番委員、3 1 番が 8 番委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1 番から 2 9 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の 1 番から 2 9

議 長	番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 委 員 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から29番については、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号30番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 30番の関係者、9番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員 （小長野委員退席） 次の、30番について事務局の説明を求めます。 事務局 議案第1号、30番について、説明いたします。 借人始良市木津志在住の〇〇。貸人鹿児島市在住の〇〇。土地の所在が、始良市木津志字新開〇〇番〇、字新開〇〇番〇、字切通〇〇番、字新開〇〇番〇、字新開〇〇番1、地目は、田、合計面積が、5筆の4,494㎡です。以上です。
議 長	それでは、30番について質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員 「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第1号30番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の30番については原案のとおり決定いたしました。 9番委員は着席してください。
議 長	委 員 （9番委員着席） 次に、31番の関係者、8番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員 （8番委員退席） 次の、31番について事務局の説明を求めます。

事務局	31番について、説明いたします。 借人始良市加治木町在住の〇〇。貸人東京都東大和市在住の〇〇。土地の所在が、始良市加治木町小山田字原田〇〇番〇、地目は、田、面積が、1,310㎡です。以上で議案の説明を終わります。
議 長	それでは、31番について質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第1号31番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の31番については原案のとおり決定いたしました。 8番委員は着席してください。 （8番委員着席） ————— 議案第2号 —————
議 長	それでは、日程第4 議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は8ページでございます。今月の件数につきましては、1件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人：加治木町木田在住の 〇〇。譲渡人：鹿児島市在住の 〇〇の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町木田字西ノ原（ニシノハラ）〇〇番〇 田1,106㎡です。 対価につきましては、総額884,800円。10a当たり800,000円で決定いたしました。 以上で議案第2号の説明を終わります
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、6番委員にあっせん経過報告をお

	願います。 委員 6番委員がご報告いたします。加治木町木田字西ノ原〇〇番〇 田 1,106㎡について、11月28日午後2時より加治木総合支所北庁舎2階において、私と16番委員、6番推進委員及び事務局職員の立会いのもと、あっせんを行いました。結論といたしまして、対価が先ほどの事務局の説明のとおりで、無事に80万円で成立いたしました。 なお、今後の手続きにつきましては、事務局で所有権の移転登記手続きを行うことになっております。以上です。
議長	それでは、1番について質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。 議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の1番については、原案のとおり決定いたしました。
	議案第3号
議長	次に、日程第5 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、9ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから3ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人：東餅田在住の〇〇。譲渡人：東餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、永瀬字宮原（ミヤハラ）〇〇番 田 303㎡です。

議 長	以上で1番の説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 12月20日、譲受人の所有の倉庫に待ち合せをし、調査をいたしました。譲受人は、現在、田を約1町1反、畑を1反ほど耕作しております。労働力は、夫婦で行い、農機具は、トラクター、田植え機、耕運機コンバイン、乾燥機等を所有しております。申請地については、早速草払いを行い、畑にする準備を始めております。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきましてご説明いたします。 譲受人：加治木町木田在住の〇〇。譲渡人：加治木町仮屋町在住の〇〇の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町木田字鈴玉（スズタマ）〇〇番〇 田607㎡です。以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	6番委員です。調査報告をいたします。12月12日、譲受人宅を訪問し、調査いたしました。譲受人は、先月も申請がありましたが、今回もお願いするということで、先月も申し上げたとおり、機械類も全て揃っており、トラックも3台も持っておられ、なんら劣ることはないと思っております。年齢以上にやる気もみられます。条件的には優れていると判断いたしました。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきましてご説明いたします。 譲受人：加治木町木田在住の〇〇と譲渡人：愛媛県松山市在住の〇〇の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町木田字瀬戸口（セトグチ）〇〇番〇 田270㎡です。 以上で3番の説明を終わります。

議 長		ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	6番委員です。調査報告をいたします。 12月12日、譲受人宅を訪問し、内容を聞いてみますと、以前は〇〇農機具の店長をされており、農機具等の機械類はすべて揃っており、条件にすべてが適していると判断いたしました。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長		これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それではお諮りいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。
		————— 議案第4号 —————
議 長		次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は、3件でございました。 1番についてご説明申し上げます。 申請人は、始良市蒲生町在住の〇〇。土地の所在は、始良市蒲生町米丸字前田〇〇番〇 田 2, 1 3 1 m²です。 農地区分は、農地の広がり10ha未満の土地になりますので、第2種農地と判断されます。土地改良事業はありません。転用目的は太陽

議 長	光発電所です。 申請理由は、鳥獣被害があり、水稻専業で農業経営しているので、申請地は荒らしており、再生可能エネルギー発電施設として活用したいということです。資金は、自己資金と融資で対応します。土地改良区の意見書は、区域外のため、不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為問題なし。申請地の位置は、米丸上公民館から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と畑、西が畑、南が畑、北が市道です。 申請実現の確実性は、自己資金、融資証明もあり、太陽光発電所として利用するのは、確実であります。条件及び特記事項といたしまして、水はけのため道路側溝に排水施設を作ることをお願いいたしました。畑としては、一等地なのですが、イノシシ等の被害があるところで、やむを得ないのかなあというところです。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。 2番についてご説明申し上げます。 申請人は、始良市西餅田在住の〇〇。土地の所在は、始良市西餅田字月木前〇〇番〇 畑 23㎡、〇〇番〇 畑 0.29㎡、計2筆 23.39㎡です。 農地区分は、都市計画の用途が、第1種中高層住居専用地域にある農地ですので、第3種農地と判断されます。土地改良事業はありません。転用目的は庭園です。全事業面積が、773.35㎡で、面積越えの理由書と始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。 申請理由は、住居に適した環境に整備し、住宅と一体して有効に活用するためです。資金は、自己資金で対応し、水利組合の意見書があります。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件（追認）です。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、クオラ病院から

議 長	北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が田、北が宅地です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、庭園として利用するのは、確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 3番についてご説明申し上げます。 申請人は、始良市東餅田在住の〇〇。土地の所在は、始良市蒲生町下久徳字桑水流〇〇番〇 田 924㎡です。 農地区分は、広がり10ha未満で、第2種農地と判断されます。土地改良事業はありません。転用目的は貸資材置場です。 申請理由は、資材置場として最適であると判断した為です。資金は、自己資金で対応します。土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、県立蒲生高校から西に約5mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が里道、南が宅地、北が田です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、貸資材置き場として利用するのは、確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 11番推進委員 11番推進委員です。 現地調査報告書の6番です。関係機関との協議状況、あの土地改良区とこれが区域内になりますので、意見書が必要です。転用目的としてはなんら意義ございませんが、意見書を添えるようにお願いします。
議 長	事務局

議 長	事務局	申請人が、昔、畑に変えたときに取ったと言われましたので、このようになりました。必要であれば今からでも徴収しますのでよろしく願います。
	委 員	はい、改良区の区域になっておりますので、それは取ってください。
	事務局	はい、わかりました。
議 長		他にございませんか？ それではお諮りいたします。 議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定の１番から３番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定の１番から３番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。
		————— 議案第５号 —————
議 長		次に、日程第７ 議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 １番から１５番について説明をお願いします。 まずは、１番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第６号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は、１５件です。 まず、１番についてご説明申し上げます。 譲受人、東京都千代田区の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、始良市平松在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町白男字座頭ケ房〇〇番 畑１，６４０㎡です。権利内容は、賃借権です。 農地区分は、農地の広がり１０ｈａ未満ですので、第２種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所です。 申請理由は、再生エネルギーによる売電事業をビジネスとして取り組む為です。資金は、自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。始末書の添付があります。 県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 9番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、旧新留小学校から西に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が市道です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 2番についてご説明申し上げます。 譲受人は、霧島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は、始良市加治木町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字石原田〇〇番 田 528㎡、加治木町木田字石原田〇〇番 田 255㎡、計2筆 783㎡。譲渡人 薩摩川内市在住の〇〇、土地の所在は、加治木町木田字石原田〇〇番 田 157㎡、〇〇番〇 田 386㎡、〇〇番〇 田 117㎡、〇〇番〇 田 286㎡、計4筆 946㎡です。権利内容は所有権移転です。 農地区分は、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地と判断されます。転用目的は、土地改良事業等があります。 転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、売電を行うことにより収益を得て、自社の経営安定を図るものであります。 資金は、自己資金で対応し、土地改良区等の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇（宅地）138.51㎡と一体利用で、全事業面積は、1,867.51㎡です。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、龍門滝温泉から北西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地と田、南が里道と宅地、北が宅地と田です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長 事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 3番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市在住の〇〇。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇番〇 畑 201㎡のうち42㎡。〇番〇 畑 213㎡ 計2筆 255㎡です。権利内容は、所有権移転です。 農地区分は、都市計画区域の第二種中高層住居専用地域のため、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅です。 申請理由は、住宅環境が整っているので、一般住宅を建築します。資金は、融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。 以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校か北西に約200mの位置です。造成工法は、現状のままで、土留め工法は、堀ブロック0.6mです。 被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が市道、北が宅地です。 申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上です。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 4番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市松原町在住の〇〇。譲渡人、始良市西餅田在住の〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇番〇 畑 201㎡のうち159㎡です。権利内容は、所有権移転です。 農地区分は、都市計画区域の第二種中高層住居専用地域のため、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅です。 申請理由は、借家住まいで手狭になったので、一般住宅を建築するためです。資金は、融資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員 議 長	2番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北西に約200mの位置です。造成方法は、現状のまま、土留め工法は、堀ブロック0.6mです。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が市道、北が宅地です。 申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 5番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字夏越田〇〇番〇 畑 979㎡です。権利内容は、所有権移転です。 農地区分は、農地の広がり10ha未満のため、第2種農地と判断されます。転用目的は、山林です。土地改良事業は、ありません。 申請理由は、クヌギの植栽（シイタケ原木）です。資金は、自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題なし。申請地の位置は、蒲生中央公民館から南に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が水路、南が水路、北が市道です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、南西側の角を5m控えるとなっております。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の、6番について事務局の説明を求めます。 6番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字下一町〇〇番〇 田 247㎡です。権利内容は、所有権移転です。 農地区分は、都市計画区域の準住居地域のため、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅です。

議 長	申請理由は、現在借家住まいであるが、手狭で不便なため、申請地に住居を建築したい為です。資金は、融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	2番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、旧サンピア始良から西に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が田です。 申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます 7番についてご説明申し上げます。 譲受人、西之表市在住の〇〇。譲渡人、東京都目黒区在住の〇〇。土地の所在は、平松字目串〇〇番〇 畑 245㎡です。権利内容は、所有権移転です。 農地区分は、都市計画区域の第一種低層住居専用地域のため、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場・家庭菜園です。 申請理由は、申請地を借りて既に家庭菜園として利用しており、公道からの入り口通路拡幅と駐車場確保の必要性を感じていた為です。 資金は、自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 18番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県立始良病院から南に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます
事務局	8番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市在住の〇〇。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字月木前〇〇番〇 田 85㎡、〇〇番〇 田 11㎡、〇〇番〇 畑 208㎡、計3筆 304㎡です。 権利内容は、所有権移転です。 農地区分は、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地と判断されます。 転用目的は、庭園です。申請理由は、居住に適した環境に整備し、住宅と一体して有効に活用する為です。 資金は、自己資金で対応します。水利組合の意見書があります。面積越えの理由書と始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件（追認）となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。この案件は、4号の1と同じところでして、申請地の位置は、クオラ病院から北に約150mの位置です。 造成工法は、現状のままで、土留め工法は不要です。被害防除の現況は、東が水路、西が宅地、南が田、北が宅地です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	9番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市在住の〇〇。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、松原町三丁目〇〇番〇 畑 116㎡です。権利内容は、所有権移転です。 農地区分は、都市計画区域の準住居地域のため、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅です。申請理由は、自己の住宅を建設する為、宅地に転用したい為です。 資金は、融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明を

		お願いします。
	委 員	2番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約400mの位置です。造成は現状のまま、土留め工法は、堀ブロック0.6mです。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。雨水排水は水路放流、自然流下です。汚水排水と生活雑排水は、合併浄化槽です。資金は、融資で対応し、計画面積も適当です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上です。
議 長		次の、10番について事務局の説明を求めます。
	事務局	10番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字江湖〇〇番〇 田 621㎡のうち297㎡です。権利内容は、所有権移転です。 農地区分は、都市計画区域の準工業地域のため、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅です。申請理由は、申請地は、実家に近く叔母から贈与を受けたので、自己の住宅を建築したい為です。 資金は、融資で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長		ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	3番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加治木青果市場から南に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と市道、西が宅地、南が市道、北が田、荒地になっております。 申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長		次の、11番について事務局の説明を求めます。
	事務局	11番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市寺師在住の〇〇。譲渡人、京都府亀岡市在住の〇〇。土地の所在は、寺師字尾ノ上〇〇番〇 畑 712㎡です。権利内容は、所

議 長 委 員	有権移転です。 農地区分は、広がり１０ha未満のため、第２種農地と判断されます。転用目的は、山林です。土地改良事業は、ありません。 申請理由は、杉、クヌギ等を植栽し、山林として利用します。資金は、自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書と始末書の添付があります。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件（追認）となります。以上です。 ただいまの説明に関連して、４番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ４番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第２種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題なし。申請地の位置は、寺師公民館から西に約２５０mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が山林、南が市宅地と山林、北が田と畑です。 隣接農地との緩衝地と日照確保につきましては、幅４mあります。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の、１２番について事務局の説明を求めます。 １２番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の社会福祉法人〇〇福祉会 理事長〇〇。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字堀込〇〇番〇 畑 ３１７㎡です。 権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画区域の第二種住居地域のため、第２種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、駐車場が不足の傾向にあり、申請地を取得して職員の駐車場に利用する為です。 資金は、自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１８番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 １８番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、松原地区公民館から北西に約６００mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び

議 長	特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次の、13番について事務局の説明を求めます。 13番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字土橋〇〇番〇 畑 157㎡、〇〇番〇 畑 146㎡の計2筆 303㎡です。 権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅です。申請理由は、自己の永住用家屋を建築する為です。資金は、融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐中学校から南に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。 申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の、14番について事務局の説明を求めます。 14番についてご説明申し上げます。 譲受人、東京都江戸川区在住の〇〇。譲渡人、東京都江戸川区在住の〇〇。土地の所在は、平松字後迫〇〇番〇 畑 187㎡、〇〇番〇 畑 54㎡の計2筆 241㎡です。 権利内容は、使用貸借権です。農地区分は、都市計画区域の第一種低層住居専用地域のため、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅です。申請理由は、当地に自己の永住用家屋を建築する為です。資金は、自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	18番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県防災センターから東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が雑種地、南が宅地、北が道です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次の、15番について事務局の説明を求めます。
事務局	15番についてご説明申し上げます。 譲受人、東京都品川区の株式会社〇〇 代表取締役〇〇、譲渡人は12名ございまして、まず、佐賀市在住の〇〇、土地の所在は、豊留字貝殻下〇〇番〇 田 102㎡、豊留字貝柄下〇〇番〇 田 219㎡ 計2筆の321㎡。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇、土地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番 田 587㎡。譲渡人、始良市在住の〇〇他5名、土地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番 田 931㎡。譲渡人、始良市在住の〇〇、土地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番〇 田 474㎡。譲渡人、始良市在住の〇〇他2名、土地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番〇 田 133㎡、譲渡人、始良市在住の〇〇、土地の所在は、三拾町字砂走〇〇番〇 田 37㎡ の総合計 田 17筆 4,852㎡、畑 14筆 5,175㎡ の計 31筆 10,027㎡です。 権利内容は、賃借権です。農地区分は、農地の広がり10ha以上のため、第1種農地と判断されます。転用目的は、店舗・物置の2棟です。土地改良事業があります。 申請理由は、申請地を借地し、店舗を新築したい為です。 資金は、自己資金で対応し、土地改良区等の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	3番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題なし。申請地の位置は、山田口交差点から北西に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が田、南が里道、北が市道と農道です。 申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基

議長	準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 調査員の皆さん、ご苦勞様でした。 これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から15番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。
	————— 議案第6号 —————
議長	次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願について、議題に供します。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	今月は、1件でした。それでは、1番についてご説明申し上げます。 申請人、始良市在住の〇〇、所有者は、始良市在住の〇〇、土地の所在は、始良市永瀬字宮原〇〇番 田 303㎡です。農地区分は、農用地区域内農地で、土地改良事業があります。土地の広がり10ha以上です。変更後の使用目的は、畑にすることです。申請理由は、野菜を栽培するため畑にします。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題なし。申請地の位置は、三船郵便局から西に約400mの位置です。造成工法は、現況のままで、土留め工法は不

議 長 委 員	要です。被害防除の現況は、東が田、西が水路、南が水路と県道、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金で転用面積の妥当性も適当であり、野菜を生産しているので確実であります。条件及び特記事項はなし。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 これより、議案第6号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 [質問なし]
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第7号 —————	
議 長 事務局	次に、日程第9 議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）について議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第7号農業振興地域整備計画の変更についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 申請人は東京都葛飾区在住の〇〇。変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、蒲生町西浦字坂下〇〇番〇 田 787㎡、蒲生町西浦字坂下〇〇番〇 田 1,194㎡、合計2筆の1,981㎡。所有者は〇〇です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、太陽光発電所です。補助事業との関連は、該当無し。理由は、日照時間が長く太陽光発電に最良の場所であるためです。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、小川内いきいき交流セ

議 長	ンターから東に約50mの位置です。造成工法は、現況のままで、土留め工法は不要です。被害防除の現況は、東が河川、西が宅地、南が河川、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 2番についてご説明申し上げます。 申請人は始良市加治木町在住の〇〇。変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、加治木町木田字屋ノ上〇〇番〇 田 30㎡、所有者は〇〇です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、駐車場です。補助事業との関連は、該当無し。理由は、譲受人は申請地北側に居住しているが、駐車場が不足している為、本地を埋め立て駐車場として使用したいためです。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、春日神社から西に約300mの位置です。造成工法は、盛り土が1mで、土留め工法はL型擁壁が1mです。被害防除の現況は、東が市道、西が水路、南が水路と市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金もあり、計画面積の妥当性も適当で、農用地域の角地であり確実であります。条件及び特記事項はなし。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長	ただいま事務局から説明、委員からの報告がありましたとおり、市より農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）に係る件について意見を求められました。 これより、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）についての1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）についての1番から2番について、原案のとおり意見決定することに賛成の委員

	は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）についての1番から2番ついて、原案のとおり意見決定いたしました。
	議案第8号
議長	次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について議題に供します。
	1番から3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてご説明いたします。総会資料は、19ページでございます。今月の申請につきましては、3件となっております。参考資料につきましては、97ページから99ページになりますので、ご審議の参考として下さい。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、蒲生町米丸字堂迫（ドウサコ）〇〇番 田 1, 577㎡です。申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっています。 続きまして、2番をご説明いたします。内容につきましては、貸付です。土地の所在が、蒲生町漆字小牟田（コムタ）〇〇番〇 田、917番田の計2筆、合計面積 4, 246㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇。希望小作料は総額36, 500円となっています。 続きまして、3番をご説明いたします。内容につきましては、貸付です。土地の所在が、加治木町小山田字大丸（ダイマル）〇〇番〇 田 1, 229㎡です。申請人は、霧島市在住の〇〇 〇〇。希望期間は農業委員会一任、希望小作料は10a 当たり1俵となっています。 以上、議案第8号の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第8号、1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。 議案第8号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から3番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

	ます。
議 長	委 員 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第8号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から3番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	委 員 「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についての、1番については5番委員、10番委員、10番推進委員、2番については12番推進委員、3番については8番委員にお願いしたいと思います。
議 長	委 員 「はい」 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
————— 議案第9号 —————	
議 長	次に、日程第11 議案第9号、農地あっせん申出（買受 希望）について議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第9号 農地あっせん申出（買受 希望）についてご説明いたします。総会資料は、20ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、100ページと101ページになりますので、ご審議の参考として下さい。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、買受です。申請者は、西餅田在住の〇〇。希望地区は、船津字上水流地区で、牛舎の近隣地を希望しており、希望面積は1,500㎡の畑で、飼料を予定しています。譲受希望価格は農業委員会一任となっています。 以上、議案第9号の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第9号、1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。 議案第9号、農地あっせん申出（買受 希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第9号、農地あっせん申出（買受 希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	委 員	「意見なし」
		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第9号 農地あっせん申出（買受 希望）の1番については、4番推進委員にお願いしたいと思います。
議 長	委 員	「はい」
		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議 長		————— 議案第10号 ————— 次に、日程第12 議案第10号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
	事務局	本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程しております。 なお、資料24ページの38番につきましては、3番委員に係る案件となっており、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、議事に参加できませんのでよろしくお願いします。 それでは、総会資料の（21）ページをお開きください。 今回は、始期を平成31年 2月 1日から設定する募集期 5期について審議していただきます。 まず、利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、（23ペ

	ージ～ 24ページ) の各筆明細に記載してありますのでご確認ください。 利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、「公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人」です。 本案件は、募集期が10月で、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が広告し、県が配分計画を広告・認可することで効力が発生します。 今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で38件、申請面積は、45,032㎡です。設定する期間は、7年が8件、7年10月が4件、10年が26件です。 総会資料の(22)ページをご覧ください。 借換区分別集計と集積率につきまして、今回の設定地域は、木津志地区、加治木町木田地区、小山田地区、蒲生町米丸地区、北地区です。それぞれの地区の内訳につきましては… まず、木津志地区につきましては、全体で6筆の面積7,193㎡となっており、借換区分別については、A to Aが5筆、面積5,607㎡、権利別は賃貸借のみです。期間別は全て10年です。次に載せ換えは1筆、面積 1,586㎡、権利別は賃貸借です。期間別は10年です。 続きまして、加治木町木田地区についてご説明します。 申請は全体で16筆、面積19,889㎡、借換区分別のA to Aが5筆、面積4,704㎡、権利別は賃貸借のみ、期間別は全て10年です。 次に載せ換えは、11筆、面積15,185㎡、権利別は、賃貸借のみで期間別は、全て10年です。 続きまして、加治木町小山田地区についてご説明します。 申請は1筆で、面積1,323㎡、借換区分別は、載せ換え。権利別は賃貸借。期間別は10年です。 次に蒲生町米丸地区について、全体で申請は11筆の面積11,250㎡となっており、借換区分別については、新規が8筆、面積6,131㎡、権利別は賃貸借のみ。期間別は7年です。A to Aが3筆、面積5,119㎡、権利別は賃貸借のみ。期間別は10年です。 最後に、蒲生町北地区について、全体で申請は4筆の面積5,377㎡となっており、借換区分別は、新規が2筆、面積2,457㎡、権利別は賃貸借のみ。期間別は全て7年10月です。次にA to Aが2筆、面積2,920㎡、権利別は賃貸借のみ。期間別は全て7年10月です。 なお、7年10月の設定期間につきましては、平成28年3期に土地所有者より機構が借り受けた分で、機構が借り受けした期間10年の残存期間となります。 それでは、22ページの下集積率をご覧ください。 本年度、本市が候補地区に指定し、重点的に中間管理事業の推進を図
--	---

議 長	っている地域の加治木町木田地区と木津志地区ですが、それぞれの今回の集積率は、木田地区が4.84パーセント、木津志地区が5.88パーセントとなっております。 なお、木津志地区につきましては、前回までの申請面積85,855㎡と今回の申請面積を合わせますと累計93,048㎡となり、集積率は76.00%となります。 以上で、説明を終わります。
議 長	それでは、募集期Ⅴ 各筆1番から37番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期Ⅴ 各筆1番から37番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定については、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第10号 募集期Ⅴ 各筆38番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 38番の関係者、3番委員の退席をお願いします。
委 員	（3番委員退席）
議 長	それでは、38番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第10号 募集期Ⅴ 各筆38番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第10号 募集期Ⅴ 各筆38番については原案のとおり決定いたしました。 3番委員は着席してください。
委 員	(3番委員着席)
————— 農地あっせんの経過報告 —————	
議 長	次に日程第13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 資料の3ページをご覧ください。36番につきましては、これまで4ha紹介しているところですが、新たに1ha程確保できましたので、希望面積に達したとしまして、今回で終了となります。ご協力ありがとうございました。 資料の4ページをご覧ください。41番につきましては、売渡としての申請から5年以上経過しておりましたので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。 以上で報告を終わります。 あっせん委員から、何か報告等ございませんか。
委 員	報告なし（あっせん委員の報告）
議 長	ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方は挙手を願います。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————	
議 長	次に日程第14、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。 12月は、14件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（12月分）をのちほどご確認下さい。以上で報告を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		————— その他 —————
議 長		それでは日程第 15、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	「発言なし」
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
	事務局	○ 人、農地プランについて ○ 農業委員等の綱紀粛正について
議 長		ほかにありませんか。 それでは以上をもちまして、平成 30 年度 第 9 回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
		〔閉会〕
	局 長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____